

PPWR 下位法、シングルユースプラスチック(SUP)指令下位法を審議する委員会開催

(一財) 化学研究評価機構  
食品接触材料安全センター 石動正和

解説

・ PPWR 第 5 条(5)懸念のある物質から PFAS、第 7 条(10)第 3 国で生産されるリサイクル材の同等性、第 44 条(14)EPR 登録と報告に係る下位法、また、SUP 指令第 6 条(5)PET ボトルのリサイクル含有率計算と検証に係る下位法を審議する委員会が 2026 年 1 月 16 日開催される。

・ 現段階では、アジェンダだけが公開され、審議資料は全て非公開とされている。

コミトロジー・レジスタ「2026 年 1 月 16 日 包装廃棄物委員会会議」

<https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/meetings/CMTD%282026%2957>

「2026 年 1 月 16 日 廃棄物技術適用委員会会議 - 包装及び包装廃棄物、及びシングルユースプラスチック指令について」

<https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/meetings/CMTD%282026%29104>

「IA（注：施行法）のリサイクル含有量」

<https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/documents/112305/1>  
<https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/documents/112309/1>

「2026 年 1 月 16 日廃棄物 WFD（注：廃棄物枠組み指令）及び TAC（注：技術適用委員会）アジェンダ最新版」

<https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/documents/112303/1>

議題案

1.開会あいさつ及び議題の採択

2. 前回会議（2025年2月21日 SUPD（注：シングルユースプラスチック指令）、2025年10月13日 PPWR）の議事録承認

3. SUP 飲料ボトルのリサイクルプラスチック含有量に関する施行決定案（追加的リサイクル技術を考慮した改正）改訂版のプレゼン - 目標値の算出及び検証に関する規則（SUPD 第6条(5)）、並びにデータ及び情報の報告様式（SUPD 第13条(1, e)及び(4)） - 採択はまだ行なわない

4. SUPD の評価に関する最新情報

5. （注：PPWR、以下同様）第44条(14)に基づく生産者の登録及びEPR制度への報告に関する施行法（資料は会議前に配布予定）

欧州委員会による法案のプレゼンと意見交換

6. 食品包装におけるPFAS規制に関する第5条の施行

欧州委員会によるプレゼンと今後の対応に関する議論

7. 第7条(10)に規定される同等性評価の方法論を確立する施行法案策定を支援するための作業部会の設置

欧州委員会によるプレゼン

8. 生産者定義を考慮したEPR制度への参加義務の適用日

欧州委員会によるプレゼンと意見交換

9. その他の事項

10. 次回会議